

パート・アルバイト・内職等の 《マイナンバー対策》

平成27年10月 日

基本事項

給与等を受取った人 → 《内緒にすること》は難しくなります。
給与等を支払った人 → 《支払先を明示しなければ》経費として認められなくなると
思います。

不正行為 → 長い目で見ると、《税金の負担が最も多くなります》。
新しい時代に合わせる人が《ツキを呼んで生き残る人です》。

税金の負担を少なくする方法

1. 総収入金額が1年間で20万円未満の人

申告等は不要です。

2. 給与所得にする

給与所得控除（最低65万円）を活用する。
1年間に103万円までは源泉所得税が不要。
配偶者控除・扶養控除の対象になる。

3. 雑所得にする

(1) 給与所得の無い人

認められる経費は給与所得に順ずる。

(2) 給与所得のある人

原則として経費等を集計して、利益の計算をする。

4. ご主人の事業所得の中へ入れる

本人は専従者給与を取る。
収入は、消費税の《課税売上》になる。

5. 本人が事業主になる

記帳・申告等が面倒。
パート・アルバイト・下請け等を使う場合 → このパンフと同じ問題が発生する。



● 具体的なことは、税理士法人大平経営会計事務所へ相談してください。



税理士法人大平経営会計事務所

〒440-0083 愛知県豊橋市下地町字横山45番地の1
TEL:(0532) 53-5333(代) FAX:(0532) 53-5118

[平成27年10月20日改訂]

B2440